

昭和三十五年建設省令第十号

住宅地区改良法施行規則

住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)及び住宅地区改良法施行令(昭和三十五年政令第二百二十八号)の規定に基づき、住宅地区改良法施行規則を次のように定める。

第一章 不良住宅の判定及び改良地区の指定

(第一条―第三条)

第二章 事業計画(第四条―第十三条)

第三章 雑則(第十四条―第十八条)

第一章 不良住宅の判定及び改良地区の指定

指定

(住宅の不良度の測定方法等)

第一条 住宅地区改良法施行令(以下「令」といふ。)第一条第一項に規定する不良度は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表(ハ)欄に掲げる評定内容に於て当該別表(ニ)欄に定める評点を当該別表(イ)欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点(その合計した評点が当該評定区分ごとの当該別表(ハ)欄に掲げる最高評点をこえるときは、その最高評点)を合算することによつて測定する。

第二条 住宅地区改良法(以下「法」といふ。)

第四条第四項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

- 一 改良地区に含まれる地域の名称
二 法第四条第二項の申出をした者の名称
(改良地区の指定の揭示等)
第三条 法第四条第五項の規定による揭示及び公衆の閲覧は、次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

- 一 改良地区に含まれる地域の名称
二 縮尺五百分の一以上の図面を表示された改良地区の区域

- 三 改良地区の指定の年月日
四 法第四条第五項の規定による告示及び公衆の閲覧は、同条第四項の規定による告示があつた後速やかに行ひ、少なくとも十日間しなければならない。
五 法第四条第五項の規定による公衆の閲覧は、同条第二項の申出をした者のウェブサイトへの掲載により行なうものとする。

第二章 事業計画

(事業計画又はその変更の協議)

第四条 法第五条第一項の協議をしようとする者は事業計画を、同条第二項において準用する同条第一項の事業計画の変更の協議をしようとする者は事業計画のうち変更に係る事項を、協議書とともに提出しなければならない。

第五条 令第五条第一号に規定する公共施設及び地区施設以外の施設で国土交通省令で定めるものは、郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話(改良地区内の土地の利用に関する基本計画に定めるべき事項)

第六条 法第六条第二項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、改良住宅、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の規定による公営住宅又は一団地の住宅施設に関する都市計画事業により建設される住宅の建設予定戸数とする。

第七条 法第六条第三項第五号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 改良地区内の居住者の移転計画
二 法第七条第一号若しくは第三号に掲げる者又は地区施設その他の施設を設置すべき者の土地の引渡し計画
(基本計画)

第八条 法第六条第一項に規定する改良地区内の土地の利用に関する基本計画(以下「基本計画」といふ。)は、土地利用計画書及び縮尺五百分の一以上の土地利用計画図により同条第二

項に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

項に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

(実施計画)

第九条 法第六条第一項に規定する住宅地区改良事業の実施計画(以下「実施計画」といふ。)は、実施計画説明書、施行区域位置図、施行区域図、除却計画図、土地整備計画図及び建設計画図により同条第三項各号に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

第十条 基本計画の設定に関する法第六条第八項に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

第一項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第二項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第三項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第四項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第五項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第六項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第七項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第一項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第二項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第三項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第四項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第五項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第六項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第七項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第八項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第九項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

第十項の建設計画図は、縮尺五百分の一以上とし、改良住宅及び施行者が建設する地区施設その他の施設の建設の計画を年度別に明らかにしたものでなければならない。

Table with 2 columns: 構造 (耐火建築物, 耐火建築物) and 戸建形式 (重ね建住宅, 重ね建住宅, 連続住宅, 重ね建住宅, 共同住宅)

六 一団地内に建設する改良住宅の延べ面積(階段室その他屋上に突出する部分で小規模のもの面積を除く。)の合計の敷地総面積

(敷地の周辺に道路(建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条に規定する道路をいう。以下この号において同じ)、公園又は広場がある場合においては、道路の幅員の二分の一(四メートルを超えるときは四メートル)又は公園若しくは広場のうち敷地の周辺に沿い幅四メートルまでの面積を含む。)に対する割合は、改良住宅の階数(地上階の階数をいう。以下この条において同じ。)が二のときは百分の二十以下、階数が三のときは百分の四十以下、階数が四のときは百分の五十八以下、階数が五以上のときは百分の七十六以下、階数が五以上のときは別に国土交通大臣の定める割合以下としなければならぬ。ただし、一団地内に異なる階数の改良住宅がある場合においては、同一階数の改良住宅の敷地ごとにこの号の規定を適用するものとする。

七 前号に定める割合は、改良住宅の敷地が商業地域内又はその周辺にある場合においては、改良住宅の階数が三以下のときは百分の四十を超え百分の七十六以下、階数が四のときは百分の四十を超え百分の八十四以下、階数が五以上のときは別に国土交通大臣の定める割合以下とする。

八 施行者が建設する地区施設は、次に規定するところに基づかなければならない。
イ 児童遊園は、一戸につき五平方メートルから七平方メートルまでの割合の面積で一箇所の面積が百平方メートルから三百平方メートルまでとなるように建設することを標準とし、砂場、ぶらんこ、すべり台、鉄棒その他の遊戯若しくは運動のための施設及び植え込み又は芝生を設けること。
ロ 集会所は、百戸以上の住宅が建設される場合に一箇所設けることを標準とし、その床面積は、次の表に掲げるところを標準とする。

住宅の戸数	集会所の床面積(単位平方メートル)
三百戸以下	百以下
六百戸以下	百六十以下
千戸以下	二百二十以下
千戸以上	二百八十以下

ハ 管理事務所は、百戸以上の住宅が建設される場合に一箇所設けることを標準とし、その床面積は、次の表に掲げるところを標準とする。

住宅の戸数	管理事務所の床面積(単位平方メートル)
五百戸以下	十四以下
千戸以下	二十以下
千戸以上	二十六以下

2 特別の事由によりやむを得ない場合においては、前項第五号から第七号までの規定によらないことができる。

第十二条 法第八条第一項の規定による事業計画の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 住宅地区改良事業の名称
- 二 施行区域に含まれる地域の名称
- 三 事業計画の決定の年月日

2 法第八条第三項において準用する同条第一項の規定による事業計画の変更の認可の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 住宅地区改良事業の名称(変更をした場合においては、その変更前のものとする。)及び事業計画の決定の年月日
- 二 前項第一号及び第二号に掲げる事項に關して変更をした場合においては、その変更の内容
- 三 変更の年月日

第十三条 法第八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定による揭示及び公衆の閲覧は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業計画又はその変更の告示の写し
- 二 縮尺五分の一以上の図面で表示された施行区域
- 三 法第三十条の規定により事業計画に關する図書を閲覧に供する場所

2 法第八条第二項の規定による揭示及び公衆の閲覧については、第三条第二項の規定を準用する。

3 法第八条第二項の規定による公衆の閲覧は、施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第三章 雑則

第十四条 令第九条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式とする。

(測量のための標識)

第十五条 法第二十四条第一項に規定する国土交通省令で定める標識は、標示杭に住宅地区改良事業及び施行者の名称を表示したものとする。(公営住宅法等に基づく国土交通省令の準用)

第十六条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合及び令第十二条の規定により公営住宅法の規定に基づく政令の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく国土交通省令の規定を準用するものとする。

(事務所備付け図書)

第十七条 法第三十条第一項の規定により施行者が備え付けておかなければならない図書は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 土地利用計画書
- 二 土地利用計画図
- 三 実施計画説明書
- 四 施行区域位置図
- 五 施行区域図
- 六 除却計画図
- 七 土地整備計画図
- 八 建設計画図

(権限の委任)

第十八条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第三号から第五号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による協議をすること。
- 二 法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十四条第一項及び第三項並びに第四十六条第一項の規定による承認をすること。
- 三 法第三十二条の規定による技術的援助をすること。
- 四 法第三十三条第一項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めること。
- 五 法第三十四条の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすること。
- 六 法第三十六条の規定により厚生労働大臣と協議すること(同条第二号及び第三号に掲げる事項に關する処分をしようとする場合に限り)。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 不良住宅地区改良法施行規則(昭和二年内務省令第三十三号)は、廃止する。

附則(昭和四四年八月二五日建設省令第四九号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五六年九月二八日建設省令第二二号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附則(平成五五年六月二二日建設省令第八号)抄

1 この省令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成五五年六月二十五日)から施行する。

附則(平成五五年六月三〇日建設省令一四号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二一年九月二七日建設省令第四一号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日(平成二一年十月一日)から施行する。

附則(平成二一年一月三一日建設省令第一〇号)

この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則(平成二二年二月一四日建設省令第一一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

附則(平成二二年一月二〇日建設省令第四一号)抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成二一年法律第八十八号)の施行の日(平成二三年一月六日)から施行する。

- 附 則（平成二十三年九月六日国土交通省令第一二五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二十五年三月二十八日国土交通省令第三八号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。
- 附 則（平成二八年一月二八日国土交通省令第四号）
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
- 附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則（令和六年一月一九日国土交通省令第二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
（経過措置）
3 第十条の規定による改正後の住宅地区改良法施行規則第三条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第四条第四項の規定による告示があった場合について適用し、同日前に当該告示があった場合については、なお従前の例による。
- 4 第十条の規定による改正後の住宅地区改良法施行規則第十三条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に住宅地区改良法第八条第一項の規定による告示があった場合について適用し、同日前に当該告示があった場合については、なお従前の例による。

別表第一 住宅（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）の不良度の測定基準	評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点				
						(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
構造一般	度	程	（一）基礎 主要な部分である基礎が玉石であるもの 主要な部分である基礎がないもの	1	0				
				（二）柱 構造耐力上主要な部分である柱の最小径が七・五センチメートル未満のもの	2	0			
					（三）外壁又は悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	2	5		
						（四）床 主要な居室の床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	1	0	
							（五）天井 主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	1	0
								（六）開口部 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	1
（イ）根太落ちがあるもの	1	0							
	（ロ）根太落ちが著しいもの又は	1	5						
					5	0			

損傷の程度	（二）基礎、土台又は柱が腐朽しているもの等小修理を要するもの	（三）外壁又は各戸の界壁の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	（四）外壁又は各戸の界壁の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	（イ）屋根ぶき材の一部に剥落、雨もりのあるもの		
					（一）基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、又は腐朽しているもの、又は土台又は柱の腐朽しているもの、又は土台又は柱の腐朽しているもの	
床が傾斜しているもの	2	5	1	5		
（二）基礎、土台又は柱が腐朽しているもの等小修理を要するもの	5	0	1	0		
（三）外壁又は各戸の界壁の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	1	5	1	5		
（四）外壁又は各戸の界壁の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	2	5	1	5		
（イ）屋根ぶき材の一部に剥落、雨もりのあるもの	1	5	1	5		
					5	0

防火避難上の構造の難上程度	（一）外壁 延焼のおそれのある外壁があるもの	（二）防火壁、各戸の界壁、小屋裏の壁等が不備であるため防火上支障があるもの	（三）防火壁、各戸の界壁、小屋裏の壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	（四）廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上危険があるもの	（イ）延焼のおそれのある外壁があるもの	（ロ）延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	（ハ）屋根が著しく変形したものであるもの	（ニ）延焼のおそれのある外壁があるもの	（ホ）延焼のおそれのある外壁があるもの		
										（イ）屋根ぶき材に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものであるもの	
（一）外壁 延焼のおそれのある外壁があるもの	1	0	1	0	1	0	5	0	1		
（二）防火壁、各戸の界壁、小屋裏の壁等が不備であるため防火上支障があるもの	2	0	1	0	2	0	1	0	2		
（三）防火壁、各戸の界壁、小屋裏の壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
（四）廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上危険があるもの	2	0	1	0	2	0	1	0	2		
（イ）延焼のおそれのある外壁があるもの	1	0	1	0	1	0	5	0	1		
（ロ）延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	2	0	1	0	2	0	5	0	2		
（ハ）屋根が著しく変形したものであるもの	1	0	1	0	1	0	5	0	1		
（ニ）延焼のおそれのある外壁があるもの	1	0	1	0	1	0	5	0	1		
（ホ）延焼のおそれのある外壁があるもの	1	0	1	0	1	0	5	0	1		
										3	0

八 便所	七 台所				六 排水設備				五 給水設備							
無	(一) 便所の有又は仮設のもの	(二) 便所の有又は仮設のもの	(三) 便所の有又は仮設のもの	(四) 便所の有又は仮設のもの	(一) 台所の有又は仮設のもの	(二) 台所の有又は仮設のもの	(三) 台所の有又は仮設のもの	(四) 台所の有又は仮設のもの	(一) 汚水の排水設備が不備なもの	(二) 雨水の排水設備が不備なもの	(三) 汚水の排水設備が不備なもの	(四) 汚水の排水設備が不備なもの	(一) 給水の設備が不備なもの	(二) 給水の設備が不備なもの	(三) 給水の設備が不備なもの	(四) 給水の設備が不備なもの
30	30	30	30	30	30	30	30	30	10	20	20	20	15	30	30	30
30	30				30				30							

壁又は境界の独立性を確保	(四) 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の境界が住戸の独立性を確保	積算された強度指標Cが〇・四未満のもの	(二) 柱及び耐力壁の断面積算された強度指標Cが〇・四未満のもの	及び耐力壁の断面積算された強度指標Cが〇・四未満のもの	(一) 柱及び耐力壁の断面積算された強度指標Cが〇・四未満のもの	盤の状況に对应して適切な構造でないもの	基礎が建物の地盤の状況に对应して適切な構造でないもの	評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	別表第二 鉄筋コンクリート造の住宅の不良度の測定基準			
													(一) 便所の有又は仮設のもの	(二) 便所の有又は仮設のもの	(三) 便所の有又は仮設のもの	(四) 便所の有又は仮設のもの
25	40	20	15	30	60	30	60	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(一) 便所の有又は仮設のもの	(二) 便所の有又は仮設のもの	(三) 便所の有又は仮設のもの	(四) 便所の有又は仮設のもの

変形があるもの、口たわみ又は漏水があるもの、割れがあるもの、支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(一) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(二) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(三) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(四) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(五) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(六) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(七) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(八) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	二階以上の構造劣化の程度

漏水があるもの、割れがあるもの、支障のあるもの、等小修理を要するもの	(一) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(二) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(三) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(四) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(五) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(六) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(七) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	(八) 構造耐力上支障のあるもの、漏水があるもの、等小修理を要するもの	さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等規模の修理を要するもの

